

議案第 74 号

盛岡・紫波地区環境施設組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めること
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条 1 項の規定により、盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和 43 年岩手県指令地第 1083 号）の一部を変更することについて、同法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 28 日提出

紫波町長 鎌 田 千 市

理由

盛岡・紫波地区環境施設組合において共同処理を行っている紫波町区域の生ごみについて、令和 9 年 4 月 1 日から紫波町が独自に処理を行うこととなるため、共同処理事務に関する規約の変更について協議しようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。

盛岡・紫波地区環境施設組合規約の一部を変更する規約

盛岡・紫波地区環境施設組合規約（昭和43年岩手県指令地第1083号）の一部を次のように変更する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	変 更 後
（組合の共同処理する事務及び区域） 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。 （1） 一般廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃えがら及び汚でいに限る。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に関すること。 （2）～（5） 略 （経費の支弁方法） 第15条 略 2 前項に規定する分担金の割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。 3～5 略	（組合の共同処理する事務及び区域） 第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。 （1） 一般廃棄物（ごみ<u>（紫波町区域内において生じた生ごみを除く。以下同じ。）</u>、粗大ごみ、燃えがら及び汚でいに限る。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に関すること。 （2）～（5） 略 （経費の支弁方法） 第15条 略 2 前項に規定する分担金の割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。<u>ただし、生ごみに係る経費については、盛岡市及び矢巾町がこれを負担するものとし、その負担割合は、均等割10分の2、面積割10分の1、利用割10分の7とする。</u> 3～5 略

附 則

この規約は、令和9年4月1日から施行する。